

健康保険被扶養者現況確認 および 高齢受給者証の更新 について（ご依頼）

日頃より、当健康保険組合の運営に種々ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、被扶養者（家族）が引き続き被扶養者となるかを調査する『健康保険被扶養者現況確認』と、70歳以上の方の平成29年9月1日からの医療費の負担割合を決定する『高齢受給者証の更新』をあわせて行います。

つきましては、添付の「健康保険 被扶養者現況確認表および高齢受給者証更新申請書」に必要書類を添え、ご提出くださいますよう、よろしく願いいたします。

ご注意 〈全員提出必須〉	提出期限 2017年7月19日（水）必着 ご提出いただけない場合、収入が限度額内であっても、 <u>ご家族の扶養を継続することができません。</u> <u>また、高齢受給者証は3割負担となりますのでご注意ください。</u>
-------------------------------	---

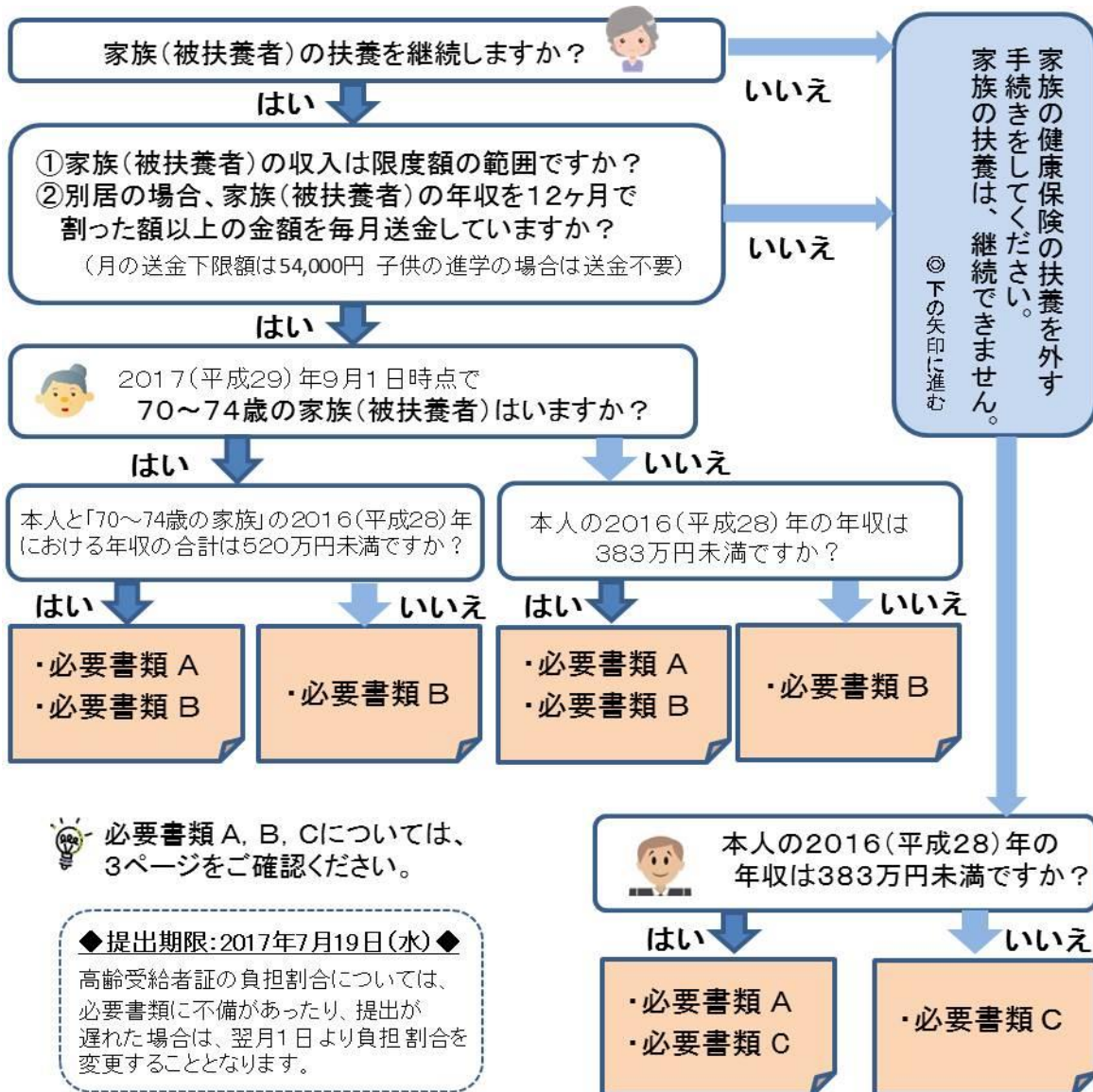
記

1. 実施していただくこと

1. 裏面のフローチャートで「必要書類」を確認	「必要書類」をご確認ください。
2. 「必要書類」を準備	3ページの「3.必要書類について」をご参照のうえ、「必要書類」をご準備ください。 ※個人番号（マイナンバー）が記載されている箇所は油性マジック等で塗りつぶすなど、消してください。
3. 「健康保険 被扶養者現況確認表および高齢受給者証更新申請書」の記入	同封の「健康保険 被扶養者現況確認表および高齢受給者証更新申請書」にご記入ください。 ※「記入例」をご参照ください。
4. 提出（郵送）	同封の返信用封筒に「健康保険 被扶養者現況確認表および高齢受給者証更新申請書」と「必要書類」を封入し郵送してください。 〈提出期限〉 2017年7月19日（水） ※昨年と収入額が変わらない場合も提出が必要です。

2. フローチャートにて、「必要書類」をご確認ください。

『被扶養者現況確認』と『高齢受給者証の更新』をあわせて行います。
 家族（被扶養者）の年齢や、本人（被保険者）を含む世帯の収入によって必要書類が異なります。



※ご参考

被扶養者（家族）の収入限度額について ※詳細は、富士通健康保険組合ホームページをご参照 [パスワード: fjkempo222]

被扶養者（家族）の年齢等	被扶養者（家族）の月収限度額 （年収限度額÷12ヶ月）	被扶養者（家族）の年収限度額
60歳未満の方	108,334円未満	130万円未満
60歳以上または障がい者の方で75歳未満の方	150,000円未満	180万円未満

高齢受給者証の収入基準額について ※対象者は、2017（平成29）年9月1日時点で70～74歳の方

- ・収入基準額を超える場合 や 申請が無い場合は、【3割負担】になります。
- ・収入基準額内の場合は、【1割負担 または 2割負担】になります。

※生年月日が1944（昭和19）年4月2日以降の方は2割負担です。

対象者	収入基準額
70～74歳の被扶養者（家族）がいる場合	520万円未満（2人の収入金額の合計）
70～74歳の被扶養者（家族）がいない場合	383万円未満（被保険者の収入金額）

3. 必要書類について ※下表以外の書類は認められませんのでご注意ください。
 ・個人番号（マイナンバー）が記載されている箇所は油性マジック等で塗りつぶすなど、消してください。

■必要書類 A 《本人(被保険者)分》 ★高齢受給者証の更新申請に必要です。

確定申告について	必要書類
確定申告をした場合	確定申告書(第一表) 平成28年分 (コピー) ※分離課税申告がある場合は、分離課税用申告書(第三表)も提出
確定申告をしていない場合	所得証明書 または 課税証明書 平成29年度(平成28年1月～12月の収入証明) (コピー可) ※市区町村(役所)発行のもの

■必要書類 B 《家族(被扶養者)分》

★富士通健康保険組合に加入している家族全員、該当する書類をご提出ください。


確定申告について	必要書類
家族(被扶養者)が、 確定申告をした場合	確定申告書(第一表 / 収支内訳書 または 青色申告決算書) 平成28年分 (コピー) ・分離課税申告がある場合は、分離課税用申告書(第三表)も提出 ・第一表と収支内訳書または青色申告決算書など明細がわかる書類が必須
家族(被扶養者)が、 確定申告を していない場合	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収入がある場合 ・給与 ・公的年金 ・企業年金・個人年金等 </div> 所得証明書 または 課税証明書 (コピー可) 平成29年度(平成28年1月～12月の収入証明) ・市区町村(役所)発行のもの ・年金改定額通知書、源泉徴収票等は“不可” ・個人年金の金額がわかるもの(ある方のみ)
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収入がない場合 (学生含む) </div> 所得証明書 または 課税(非課税)証明書 (コピー可) 平成29年度(平成28年1月～12月の収入証明) ・市区町村(役所)発行のもの ・非課税証明書の場合、収入金額0円と記載があるものは可 ・学生も所得証明書または課税証明書が必要です。

※「株や投資信託の配当、個人年金等」がある場合は、その収入金額がわかる書類もご提出ください。

★以下に該当する場合は、追加で必要書類をご提出くださるよう、お願いいたします。

追加書類が必要な事象 (別居者、障害年金等受給者)	追加で必要な書類	備考
被保険者と別居している (子供の進学以外)	直近3ヶ月分の送金証明 (コピー可) [2017(平成29)年4月～6月]	・ATM等の利用明細/インターネットの場合、送金額と受取人・振込人の記載がある書面
被保険者と別居している(子供の進学)	学生証 (コピー)	・送金証明は不要
特別養護老人ホーム等に入所	入所証明書 (コピー可)	・毎年、ご提出をお願いします。
障害年金や遺族年金を受給している	直近の年金改定通知書または年金支払通知書 (コピー)	

■必要書類 C 《扶養から外れる家族》

対象者	必要書類	備考
就職等で他の健康保険に加入している方	1.被扶養者異動届(富士通健保の書式) 2.健康保険証(返却) 3.加入先の健康保険証のコピー	書式は富士通健康保険組合HPよりダウンロード[パスワード:fjkenpo222]  退職に伴い必要となる手続き・申請方法などを紹介。 →申請書一覧(退職者用) →5. 被扶養者(家族)の増加および減少について →2.健康保険被扶養者(異動)届
収入超過の方	1.被扶養者異動届(富士通健保の書式) 2.健康保険証(返却) 3.給与明細書(2016(平成28)年6月支給分から1年分) (コピー) または給与証明書 (コピー可)	
別居の家族に未送金・送金不足の方	1.被扶養者異動届(富士通健保の書式) 2.健康保険証(返却) 3.送金証明(いつから送金不足か確認) または別居日を確認できる住民票等	印刷できない場合は、健康保険組合までご連絡ください。申請書をお送りします。

4. ご提出後の取り扱いについて

(1) 医療費(高齢受給者証)の負担割合について

① 収入基準金額未満の方

- ・平成29年9月1日から医療費の負担割合が1割または2割となります。
→8月下旬に新しい健康保険証をお送りします。

※「健康保険 被扶養者現況確認および高齢受給者証更新申請書」の提出が遅れたり、必要書類に不備があった場合、すべての書類が到着した日の翌月1日より負担割合を変更することとなります。

② 収入基準金額以上の方

- ・医療費の負担割合は3割となります。
→今まで負担割合が1割または2割の方は、8月下旬に新しい健康保険証をお送りします。
平成29年9月1日からは、医療費の負担割合が3割となります。
→今まで負担割合が3割の方は、引き続きお手持ちの健康保険証をご利用ください。

(2) ご家族の扶養について

① 必要書類B(家族分)を提出された方

- ・収入限度額内の方は、引き続き健保組合の被扶養者として資格継続となります。
- ・収入限度額を超える方は、扶養から外す手続きが必要になりますので、別途ご連絡させていただきます。

② 必要書類C(扶養から外れる家族)を提出された方

- ・当健康保険組合での処理が完了しましたら、「健康保険資格喪失証明書」をお送りします。

5. 連絡事項

被保険者(本人)の年収が383万円以上であっても、旧被扶養者(※)がいる場合で、2人で年収が520万円未満である場合は、申請により1割または2割になります。

該当する方は、高齢受給者証担当までお電話でご連絡ください。

※「旧被扶養者」とは、後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、富士通健康保険組合の被扶養者(家族)でなくなった方で、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限ります。

【よくある質問】

Q1:「所得証明書、課税証明書」はどこで入手できますか。	お住まいの市区町村(役所)で入手できます。 ※2017(平成29)年1月1日に住民票を置かれていた市区町村となります。引越し等で遠隔地にお住まいの方は入手方法を役所にお問い合わせください。
Q2:家族にパート収入がありますが他の収入はありません。源泉徴収票の添付ではいけませんか。	源泉徴収票では受け付けられません。 所得証明書または課税証明書(年金、給与収入金額が記載されているもの)を添付してください。給与収入以外の収入が無いという証明が必要なため。
Q3:今までと状況が変わらないのですが、提出は必要ですか。	はい。状況の変化や収入の有無にかかわらず、「健康保険被扶養者現況確認表および高齢受給者証更新申請書」と「必要書類」は必ずご提出ください。
Q4:提出しないとどうなりますか。	実際の収入にかかわらず、医療費の負担割合は3割となります。 また、ご家族の方は扶養から外れます。
Q5:「平成29年収入見込」はどう記入すればよいですか。	年金収入:直近の年金支給額を6倍した金額を記入 パート収入等:直近3ヶ月分の給与の平均額を12倍した金額を記入
Q6:扶養の家族は住民票上では同居ですが、実際は別居しています。この場合は、別居になりますか。	別居となります。送金証明を添付してください。 ※手渡し、半年に一度などのまとめた送金、同じ口座内などでの入金・引出しでは、送金していると認められません。
Q7:資格喪失手続きをしていないことに気が付きました。どうしたら良いですか。	3ページの「必要書類C」をご確認のうえ、速やかにお手続きをお願いします。なお、当健康保険組合が立て替えた医療費については、後日、請求させていただきますので、ご承知おきください。

以上

高齢受給者証担当: TEL 044-738-3010